**【賛助会員会則】**

（会員の定義）

第１条　賛助会員（以下、「本会員」という。）とは、特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク（以下、「ＪＣ－ＮＥＴ」という。）が定める定款第６条第２項に記載されている会員をいう。

２　本会員は、年会費の納入と共に入会を申請、ＪＣ－ＮＥＴがこれを承認した者をいう。

３　本会員は、その効力を原則年度内１年間とし、会員入会完了時点からその年度３月３１日までとする。

（会員特典）

第２条　本会員の入会登録特典として、以下のサービス提供を行うものとする。

（１）個人会員の場合、ＪＣ－ＮＥＴが主催、または共催する研修会・セミナー・講演会等の優待参加提供

（２）団体会員の場合、ＪＣ－ＮＥＴが主催、または共催する研修会・セミナー・講演会等への無料参加枠提供

（３）個人・団体会員問わず、ＪＣ－ＮＥＴが主催する職場適応援助者養成研修修了者は、フォローアップ研修への無料参加ならびに優待参加提供

（４）個人・団体会員問わず、ＪＣ－ＮＥＴが主催する、各種ウェビナーへの無料参加提供

２　ただし、前項各種サービス提供については、開催企画ごとにその提供の有無や内容等詳細情報を周知するものとする。

３　本会員の入会登録特典サービスの提供は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、本会員への事前通知することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合がある。

（１）ＪＣ－ＮＥＴが主催する、前項サービス提供の対象となるイベントが中止、または開催延期となった場合

（２）地震、水害等の天災の発生による、社会活動制限になった場合

（３）感染症等の疫病の蔓延による、社会活動制限になった場合

（４）戦争、動乱等の社会情勢不安による、社会活動制限になった場合

（５）その他、ＪＣ－ＮＥＴが運用上その必要性があると判断した場合

４　本会員の入会登録特典の提供について、前項の理由により一時的な中断が発生したことによる本会員の失権について、本会員の入会時に発生した効力の期間を超えて、ＪＣ－ＮＥＴはその責任を一切負わないものとする。

（会則の定義）

第３条　この賛助会員会則（以下、「本会則」という。）は、第１条で定めた本会員の規約として定めたもので、入会した本会員はその効力の期間、ＪＣ－ＮＥＴ定款ならびに本会則が示す内容について、遵守しなくてはならない。

２　本会則の効力の期間は、本会員の効力期間と同様とし、本会員入会完了時点からその年度３月３１日までとする。

３　本会則は、本会員の承諾を得ることなく、ＪＣ－ＮＥＴが必要とした時点で変更することがある。

４　本会則の変更があった場合は、その効力の発生する年月日の記載とともに、ＪＣ－ＮＥＴのホームページ上に掲載するものとする。

（入会）

第４条　本会員は、別に定める所定様式に必要な個人（団体）情報を記載した申込用紙にて入会申請を行わなければならない。

２　本会員は、ＪＣ－ＮＥＴの入会申請承認後、ＪＣ－ＮＥＴが指定した銀行口座・期日までに年会費の納入を完了しなくてはならない。また、入会のための年会費の額は、ＪＣ－ＮＥＴ定款に定めるとおり以下の額とする。

個人会員６，０００円

団体会員３０，０００円

３　入会のための年会費の納入が確認できた場合には、ＪＣ－ＮＥＴから会員番号を付与するとともに、入会完了の通知をもって入会完了とする。

４　入会に際しては、以下のいずれかに該当する場合、その者の入会申請を承認しないことがある。

（１）入会申請者（個人・団体ともに）が実在しない場合

（２）過去にＪＣ－ＮＥＴ本会員の除名処分を受けたことがある場合

（３）入会申請の際の記載事項に、虚偽の記載がある場合

（４）入会申請の際の記載事項に、誤記または記入漏れがあり、かつ修正がなされなかった場合

（５）入会申請者（個人・団体ともに）が未成年者であり、保護者等の同意が得られていない場合

（６）入会申請者（個人・団体ともに）が成年被後見人、被保佐人、または被補助人のいずれかに該当し、入会申請の手続きが成年後見人によって行われておらず、または入会申請の際に、法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意が得られていない場合

（登録事項の変更、解除、事務手続き等）

第５条　本会員は、入会申請に際して登録した内容（住所・連絡先・所属先等）に変更が生じた場合は、速やかにＪＣ－ＮＥＴに対し所定の変更の届出を行うものとする。ただし、婚姻等による姓の変更等でＪＣ－ＮＥＴが承認した場合を除き、入会申請に際して登録した氏名を本会員の効力期間内で変更することはできないものとする。

２　本会員の都合により、前項届出がなかった場合に生じた本会員としての不利益について、ＪＣ－ＮＥＴは一切その責任を負わないものとする。

３　本会員の登録解除を行う場合は、原則本会員の効力の失効する年度３月３１日付けとするが、本会員の申し出により効力期間途中での解除についても、所定の登録解除の届出により承認するものとする。ただし、既に受領した年会費の払戻しは一切行わないものとする。

４　本会員は、一身専属性のものとし、当該本会員の死亡を知りえた時点を以って、本会員の登録解除の届出があったものとして取り扱うこととする。また、それによる登録解除についても前項同様、既に受領した年会費の払戻しは一切行わないものとする。

５　本会員が、年会費納入の責務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合、前３項同様の登録解除を行うものとする。

６　本会員宛の連絡（電話、FAX、電子メール等）が取れない場合、また郵送物がＪＣ－ＮＥＴに返送されてしまった場合等、個人・団体を問わず所在確認ができない場合には、前３項同様の登録解除を行うものとし、既に受領した年会費の払戻しは一切行わないものとする。

（除名処分）

第６条　本会員は、ＪＣ－ＮＥＴ定款で定める事項ならびに本条に定める以下の事項に反するとき、ＪＣ－ＮＥＴは、本会員の承諾を得ることなく、本会員効力の失効及び除名処分とすることができる。

（１）本会員が、ＪＣ－ＮＥＴが承認した場合を除き、各種会員向けサービス等を通じて入手した各種データ等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用する行為があった場合。また、これらの行為を第三者にさせた場合

（２）本会員が、ＪＣ－ＮＥＴもしくは他者の著作権、商標権等の知的財産を侵害する行為があった場合

（３）本会員が、各種会員向けサービスを通じて、特にＪＣ－ＮＥＴが運営するホームページ等を利用した営業活動や、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行った場合

（４）本会員が、他者の財産を侵害する行為、またプライバシーや肖像権を侵害する行為を行った場合

（５）本会員が、各種会員サービスを通じて、特にＪＣ－ＮＥＴが運営するホームページ等を利用した詐欺等の犯罪に結びつく行為を行った場合や、わいせつ・児童ポルノまたは児童虐待に相当するデータ等の送信ならびに表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為等を行った場合。

（６）本会員が、各種会員サービスを通じて、ＪＣ－ＮＥＴもしくは他者のデータ等を改ざん、消去する行為を行った場合

（７）本会員が、他者に成りすまし、各種会員サービスを利用する行為があった場合

（８）本会員が、各種会員サービスを通じて、特にＪＣ－ＮＥＴが運営するホームページ等を利用し、有害なコンピュータプログラム等を送信する行為があった場合

（９）本会員が、各種会員サービスを通じて、選挙の事前運動ならびに選挙運動、またはこれに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為を行った場合

（１０）本会員が、各種会員サービスを通じて、公序良俗に反する行為やＪＣ－ＮＥＴのホームページの運営を妨害する行為、またはＪＣ－ＮＥＴの信用を著しく毀損及び不利益を与える行為を行った場合

（１１）本会員が、上記各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でＪＣ－ＮＥＴのホームページ上にリンクを張る行為、またはそれらのデータ等を書面化し各種会員サービスを通じて不法に配布する行為があった場合

（個人情報の取り扱い）

第７条　ＪＣ－ＮＥＴは、本会員の個人情報について、別に定める「個人情報保護に関する法人ポリシー」を遵守し、以下の利用目的の範囲内で取り扱うものとする。

（１）各種会員サービスを提供する場合

（２）各種会員サービスにおける質的向上のため、アンケート調査及び分析を行う場合

（３）ＪＣ－ＮＥＴが主催する研修会・セミナー・講演会、ならびにＪＣ－ＮＥＴが認定する研修会・セミナー・講演会等の開催案内の送付や電子メール配信を行う場合

（４）本会員から、個人情報の取り扱いに関する同意を求めるための電子メールや郵送物を送付する場合

（５）本会員の解約した年度を限度として、本条第１項（１）から（４）に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱う場合

（６）その他、本会員から得た同意の範囲内で利用する場合

２　ＪＣ－ＮＥＴは、前項の利用目的の実施に必要な範囲で、個人情報を業務委託先に預託することができる

ものとする。

３　ＪＣ－ＮＥＴは、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者への個人情報の開示及び提供は行わないものとする。

（その他、協議事項等）

第８条　ＪＣ－ＮＥＴが定める定款及び本会則に定めの無い事項について、ＪＣ－ＮＥＴと本会員との間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議解決するものとする。

＜付則＞

本会則は、令和２年１０月１日より施行する。